

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	44 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	25 件

第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月から同年9月まで

私が勤務先の会社を退職後、母親が私の国民年金保険料を納付してくれていた。その後、平成10年7月に再就職した別の事業所は厚生年金保険適用事業所ではなく、国民年金保険料も納付していなかった。しかし、年末になって、申立期間が未納となっている旨が記載された葉書が届いたので、3か月分の保険料を2回に分けて市役所又は金融機関で納付した。母親は、国民年金保険料の納付書が送付されてくれば、必ず納付しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の母親が、市役所又は金融機関で申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その母親は、申立期間の保険料を2回に分けて納付したことなど、保険料を納付した際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している。

また、申立人の母親は、平成10年度における国民年金保険料未納のお知らせの葉書を所持しており、平成18年12月に申立期間に係る領収書を処分する際に、領収書を確認しながら、その葉書に保険料納付を示すメモを残しておいたと述べているところ、その葉書には、申立期間のうち10年7月分の保険料を後から納付したことなど、具体的な記載がみられ、申立内容は信用できる。

さらに、申立期間は1回、かつ3か月と短期間であり、申立人は、国民年金の加入手続後、申立期間を除き加入期間の保険料を完納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成2年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年4月から平成2年5月まで

私は、平成2年5月に結婚するまでは国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていなかった。同年6月に国民年金の第3号被保険者の手続を行った後、申立期間の納付書が社会保険事務所（当時）から送られてきたので、夫と相談した後、約20万円を一括して金融機関で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和63年4月から平成2年5月までの期間について、申立人は、国民年金の加入手続を行った後に送付されてきた納付書により申立期間の保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳によると、同年6月に国民年金の加入手続を行ったことが確認できることから、その時点で、当該期間については、保険料を納付することが可能な期間である上、申立人が納付したと主張する保険料額も当該期間の保険料相当額にほぼ一致することが確認できることから、申立人の主張は信憑性がある。

また、申立人は納付書により金融機関で保険料を納付したと主張しているところ、申立人が保険料を納付したとする金融機関は、申立期間当時存在していた上、納付書により保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の夫は、申立期間当時、妻から国民年金保険料の納付について相談があった旨証言しており、記憶している保険料額も申立人の主張と一致している。

2 一方、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの期間については、申立人が国民年金の加入手続を行った平成 2 年 6 月の時点では時効により保険料を納付することができない期間である上、国民年金の制度上、納付書は発行されない期間である。

また、申立人は、結婚前に居住していた地域において国民年金の加入手続を行った記憶はなく、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、当該期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成 2 年 5 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 52 年 3 月まで

私は、申立期間当時、学生だったため、母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれたが、当初は、国民年金保険料を納付することができなかった。しかし、学校を卒業した後は、学費を支払う必要がなく、経済的に余裕ができたので、母親は、年度ごとに分けて、銀行で保険料を納付した。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、銀行で申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、その母親は、国民年金に任意加入後、保険料を完納している上、付加保険料も納付するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人の母親は、申立人が学校を卒業した後、年度ごとに分けて申立人の国民年金保険料を納付したことなど、保険料を納付した当時の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 4 月に払い出されており、現に納付済みとなっている昭和 52 年度からの保険料をさかのぼって納付したと考えられるが、国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間についても、さかのぼって保険料を納付することが可能であり、申立人は、申立期間後、保険料をすべて納付していることなどを踏まえると、8 か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月及び同年3月

私は、結婚後、市役所の出張所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間について、夫の保険料が納付済みとされている一方、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、市役所の出張所で、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みとされている。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は1回かつ、2か月と短期間であり、申立人は、国民年金の加入手続後、申立期間を除き保険料の未納がないなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

加えて、昭和41年1月から同年3月までの期間について、当初、申立人の国民年金保険料が未納とされていたが、その後、市町村名簿では、同期間が申請免除となっていることが確認され、未納から申請免除に記録が訂正されるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から55年3月まで

私は、昭和44年12月に会社を退職したが、国民年金には加入していなかった。53年11月の結婚後しばらくしてから、私が国民年金に加入していないことを知った私の妻が、社会保険事務所（当時）に電話し、「今なら、さかのぼって過去の国民年金保険料を一括して納付できる。」と聞いたので、妻が、私の国民年金の加入手続を行い、郵送されてきた納付書で、未納期間となっている過去の国民年金保険料を一括で納付した。約10年分の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が国民年金に加入していなかったことを知った申立人の妻が、申立人の国民年金の加入手続を行った際に、申立人の未納期間となっている過去の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人の妻も申立人と同様の証言をしている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和55年6月ごろと推認され、この時期は、第3回特例納付の実施期間中であるとともに、申立期間は、国民年金の強制加入期間となっていることから、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付することは可能であった。

さらに、申立人の妻が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間について、実際に特例納付及び過年度納付により納付した場合の金額とおおむね

一致しており、申立人の妻は、保険料を納付した当時は、結婚前に勤めていた会社の退職金等の多額の預金があったと述べていることから、申立人の妻が申立期間の保険料を納付するだけの資力は十分にあったものと推認できる。

加えて、申立人は、申立期間後は国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の妻も国民年金加入期間の保険料を完納していることから、保険料の納付意識が高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの期間及び57年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで
② 昭和57年2月から同年3月まで

私の国民年金の加入手続については、よく憶えていないが、国民年金保険料は、私又は夫が納付していたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間に未納期間はなく、任意加入している期間もあるなど、国民年金保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人には、申立期間①の途中の昭和45年7月ごろに、申立人がその当時居住していた区において、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが確認できることから、納付意欲の高かったと認められる申立人が、国民年金の加入手続を行っておきながら、12か月と短期間である申立期間①の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び申立人の夫の職業に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の2か月と短期間である申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年3月まで

私は、夫から国民年金の任意加入を勧められ、自分で加入手続を行った。その後、ずっと国民年金保険料を納付し続けていたにもかかわらず、途中の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は1回かつ、6か月と短期間であり、申立人は、国民年金に任意加入後、申立期間を除き保険料を完納するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金保険料を提供していたとする申立人の夫の厚生年金保険における標準報酬月額は、申立期間の前後を通じて、ほぼ最高等級で推移していることから、申立期間の保険料を納付するだけの資力は、十分あったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3186

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、今から 20 年から 30 年ぐらい前に、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その後、それまで未納とされていた期間の国民年金保険料を納付した。申立期間以後は、保険料がすべて納付済みとされているにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、今から 20 年から 30 年ぐらい前に、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、それまで未納とされていた期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の特殊台帳によると、国民年金の加入手続時期直後の昭和 53 年 8 月から 55 年 6 月の間に、ほぼ毎月、申立期間直後の 37 年 4 月から 53 年 3 月までの保険料を第 3 回特例納付及び過年度納付により納付していることが確認できることから、申立人が 12 か月と短期間である申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

また、申立人の特殊台帳によると、当初、国民年金の被保険者資格取得時期が、昭和 36 年 4 月とされていたが、その後、37 年 4 月に変更されているため、申立期間は国民年金の未加入期間とされているものの、申立人の国民年金の被保険者資格取得日が変更される特段の理由は無く、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、国民年金加入期間の保険料を完納している上、60 歳以後も国民年金に任意加入し、加入可能年数に達するまでの間、保険料を納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの期間及び40年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から37年3月まで
② 昭和40年1月から同年3月まで

私は、昭和36年4月ごろ国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、自宅で3か月ごとに450円ずつ集金人に納付してきたと憶えており、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳に到達するまでの20年以上に渡る期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和36年4月に発行されており、申立期間①直前の同年4月から同年6月までの保険料が納付済みとされていることから、納付意欲の高かったと認められる申立人が、加入当初の3か月分のみを納付し、9か月と短期間である申立期間①の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間②については、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、その前後を通じて申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の3か月と短期間である申立期間②が未納とされているのも不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から43年3月まで

私は、昭和39年2月ごろ、どこで手続きをしたか憶えていないが、国民年金に加入した。国民年金保険料については、市役所又は集金人に毎月又は何か月分かまとめて納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所又は集金人に納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳は昭和43年2月に発行されていることが確認できることから、申立期間のうち、42年4月から43年3月までの保険料を同市役所又は集金人に現年度納付することは可能であった。

また、申立人は、申立期間直後に国民年金保険料を前納していることから、昭和43年2月に加入手続のみを行い、納付意識の高い加入年度である42年4月から43年3月までの期間の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人が現年度納付したと主張する保険料月額は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間の実際に納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、前期1に述べたとおり、市役所又は集金人に納付したと主張しているが、当時、同市役所

及び同集金人に過年度の保険料を納付することはできなかったことから、申立期間のうち過年度納付となる昭和 39 年 2 月から 42 年 3 月までの期間については、保険料を納付できない。

また、申立期間について、申立人は、過年度の国民年金保険料を納付したことはないと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続を行った昭和 43 年 2 月の時点では、申立期間のうち、過年度納付となる 39 年 2 月から 42 年 3 月までの保険料については納付しなかったとするのが自然である。

さらに、申立人は、昭和 39 年 2 月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、43 年 2 月に発行された国民年金手帳より前の時期に別の手帳を受け取っていないとしている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間のうち昭和 39 年 2 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、長女を出産した昭和 35 年*月に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が自宅に来た集金人に保険料を納付しており、そのたびにその集金人が国民年金手帳に印紙を貼付していたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度創設当初に払い出されていることが確認できることから、加入手続を行ったにもかかわらず、納付意欲の高い加入当初の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を印紙検認により集金人に納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では、集金人が印紙検認方式による集金を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号と連続して番号が払い出されている申立人夫婦について、社会保険庁（当時）の特殊台帳によると、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までは共に時効消滅と記載されているが、同庁のオンラインの記録では、申立人の夫のみ当該期間の保険料が納付済みとなっていることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年6月まで

私は、昭和61年4月ごろに会社を退職した後に、市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、同出張所又は同出張所の隣にある金融機関で国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立人は、市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、同出張所又は同出張所の隣にある金融機関で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間当時、同出張所では、国民年金の加入手続及び保険料の収納が行われており、同出張所の隣には郵便局が存在していた上、保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料の未納はない上、申立期間直後の保険料は過年度納付されていることが確認できることから、過年度納付により保険料を納付することが可能な申立期間が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から同年9月まで

私は、私の夫が会社を退職した際、将来、年金の受給権がなくなると困ると思い、市役所で国民年金の種別変更手続を行った後に、国民年金保険料を納付書により金融機関で納付したことを憶えている。国民年金保険料を納付したのは申立期間だけであり、確かに納付したはずなので保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ9か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、申立期間当時、その金融機関は申立人の主張する場所に存在していた上、納付書により保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人が納付したと主張する保険料額は、実際に納付した場合の金額とほぼ一致している。

加えて、申立人は、市役所で第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を行った際、保険料月額を確認して年金手帳に記入したと主張しているところ、その手帳には、当時、市役所の窓口で確認したとする保険料額が記載されていることが確認できることから、申立人の主張は信憑性がある。

その上、申立人の夫は、「申立期間当時、妻が将来のために国民年金保険料を納付していると話していたことを憶えている。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年6月までの期間及び同年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年6月まで
② 昭和46年10月から47年3月まで

私は、昭和44年4月に結婚後しばらくして国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、集金人又は郵便局で未納とならないように納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立期間はそれぞれ3か月及び6か月と短期間である。

また、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①及び②が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、会社退職後の昭和 39 年に区役所で国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、自宅に来るようになった集金人に 3 か月おきに納付し、保険料を納付した際には年金手帳に検認印を押印されたり、領収書を交付されていた。国民年金に加入してからは、未納期間がないように保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

また、申立人は、会社退職後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 39 年 9 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の保険料を納付することは可能であった上、加入手続を行ったにもかかわらず、その直後の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月まで

私は、市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、市役所又は金融機関で夫婦二人分の保険料を納付していた。遅れながらも未納とならないように国民年金保険料を納付していたので、申立期間について、夫の保険料が納付されている一方、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 9 か月と短期間であり、申立人は、申立期間及び申請免除期間を除けば、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料が未納とならないように保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の保険料の納付記録によると、第 2 回特例納付により申立期間以前の保険料を納付していることが確認できることから、納付意欲の高かった申立人が、その時点で納付可能な申立期間の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

また、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人夫婦は、申立人の厚生年金加入期間を除けば、納付記録が一致しており、基本的に一緒に保険料を納付していたものと考えられ、その夫は、申立期間の保険料が納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、父親が私と兄二人の計三人分を一緒に納付したはずである。

兄二人は申立期間の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人及び申立人の兄二人の計三人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずであると主張しているところ、申立人の兄二人の申立期間の保険料は納付済みとされている。

また、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和 38 年 11 月に発行されていることが確認でき、その時点では、申立期間は過年度納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間である上、申立人の保険料を納付したとする申立人の父親は、当時の職業柄、申立期間の保険料を納付するだけの資力があつたものと推認されることから、その父親が、12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考へても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から51年9月まで
② 昭和52年4月から同年6月まで

私達夫婦は、町内会の人に勧められ、夫が、私及び夫の国民年金の加入手続を一緒に行った。国民年金の加入手続及び加入当初の国民年金保険料の納付については、既に他界している夫が行ったので詳細は分からないが、加入時点でさかのぼって納付することのできる期間については、夫が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したはずである。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、連番で払い出されている申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人夫婦の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和53年12月ごろと推認され、その時点において、申立期間②は、過年度納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間である上、同じく、53年12月ごろの時点で過年度納付が可能な申立期間②の直前の51年10月から52年3月までの期間は納付済みとされている。

また、申立期間②直後の昭和52年7月から53年3月までの期間の国民年金保険料が、平成21年6月に、未納から納付済みに訂正されており、記録管理が適切に行われていなかった可能性があることを考え併せると、途中の3か月と短期間である申立期間②については、保険料が納付されていたと考えても特段不合理な点はみられない。

2 一方、申立期間①については、申立人は、申立人の夫が、夫婦二人分の加入手続を行い、その時点で、さかのぼって納付できる期間の国民年金保険料を、申立人の夫が夫婦二人分納付したはずであると主張しているが、申立人は直接関与しておらず、加入手続等を行ったとする夫は既に他界していることから、加入手続等の状況は不明確である。

また、申立人夫婦の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 53 年 12 月ごろの時点においては、申立期間①は、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3197

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年8月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年8月まで

私は、昭和53年4月ごろ、自宅に来た集金人から国民年金に入ることができると言われ、その集金人に依頼して国民年金の加入手続を行った。その後、私の妻が、集金人に妻自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料を付加保険料を含めて納付していた。また、私は、53年の確定申告書(控)を所持しており、その社会保険料控除の欄には、国民年金保険料の金額が記載されている。私は、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その妻は、申立期間の保険料が納付済みとされている。

また、申立人が所持する昭和53年の確定申告書(控)によると、社会保険料控除の欄に国民年金保険料の金額が記載されており、その金額は、申立人の申立期間を含む53年4月から同年12月までの付加保険料を含めた保険料と申立人の妻の53年の保険料の合計額とほぼ一致している。

さらに、申立期間は1回、かつ5か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納している上、付加保険料も納付するなど、納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年6月まで

私は、国民年金に任意加入後、ずっと保険料を納付し続けていた。申立期間当時、区役所の窓口で付加保険料を含めて保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の国民年金保険料は、付加保険料を含めて納付済みとされており、その前後を通じて申立人の夫の仕事に変更はなく、経済状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は1回、かつ3か月と短期間であり、申立人は、国民年金に任意加入後、保険料を完納している上、付加保険料も納付するとともに、国民年金被保険者の種別変更手続等を適切に行うなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から53年3月まで

私達夫婦は、町内会の人に勧められ、夫が、私及び夫の国民年金の加入手続を一緒に行った。国民年金の加入手続及び加入当初の国民年金保険料の納付については、既に他界している夫が行ったので詳細は分からないが、加入時点でさかのぼって納付することのできる期間については、夫が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和51年10月から53年3月までについては、連番で払い出されている申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人夫婦が、国民年金の加入手続を行ったのは、53年12月ごろと推認され、その時点においては、この期間は、過年度納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間である上、申立人の妻については、51年10月から52年3月までの期間は納付済みであり、その後の52年4月から同年6月までについても、今回の申立てによる資料から判断すると納付済みと推認される。

また、申立人の妻については、昭和52年7月から53年3月までの期間が、平成21年6月に、未納から納付済みに訂正されており、記録管理が適切に行われていなかった可能性があることを考え併せると、申立人についても、昭和51年10月から53年3月までの期間の保険料を納付してい

たとえても特段不合理な点は認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 9 月までの期間については、申立人の妻は、申立人が夫婦二人分の加入手続を行い、その時点でさかのぼって納付できる期間の保険料を、申立人が夫婦二人分納付したはずであると主張しているが、申立人は既に他界していることから、加入手続等の状況が不明確である。

また、この期間については、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 53 年 12 月ごろの時点では、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかにこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月まで国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3200

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から同年9月まで

私は、結婚後に夫から国民年金に加入しておいた方が将来必ず役に立つと勧められ、昭和54年ごろに国民年金の加入手続を行った。その後、60年1月に任意加入を止める手続を行い、同年3月に転居してからしばらくして、それまで納付していなかった期間の保険料をまとめて郵便局で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和60年3月に転居後しばらくして郵便局でまとめて納付したと主張しているところ、申立人が転居した時点では申立期間の保険料は過年度納付により納付することが可能であった上、申立人が保険料を納付したとしている金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の夫は、「当時、妻（申立人）から、国民年金を止める手続を行い、転居後に未納期間の保険料をすべて納付してきたと聞いた。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

私の父親は、私が 20 歳の時に私の国民年金の加入手続きを行い、私が大学を卒業して就職するまでの間、私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納及び未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

また、申立人は、20 歳に到達してから就職するまでの間、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が 20 歳に到達した時点から申立期間直前まで納付済みとなっていることが確認できる上、当時、申立人の住所やその父親の職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が就職する直前の申立期間について保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、申立期間の保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、申立人のみ未納及び未加入とされているのは不自然である。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、国民年金創設当時から国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付していることから、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 41 年 3 月までの期間及び 48 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで

私の職場の社長が、時期は不明だが、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を給与から控除した上で、社長の妻が夫婦二人分の保険料と一緒に私の保険料を集金人に納付していた。私は、20 歳の誕生日以降、保険料が給与から控除されていたことを記憶しており、申立期間①については納付済みと認識していたこと、及び申立期間②については国民年金手帳に当該期間の保険料の領収証が貼付されていた痕跡があることから、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、それぞれ 18 か月及び 3 か月と比較的短期間及び短期間である。

また、申立人の国民年金手帳の発行日から、申立人の国民年金の加入手続は昭和 41 年 8 月に行われたことが確認できることから、その時点で申立期間①の国民年金保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の職場の社長夫婦は、申立期間の保険料を納付済みであり、申立期間を除き確認できる期間において申立人とその社長夫婦の保険料の納付行動は同じであったことから、申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立期間②については、申立人の職場のその社長夫婦も社会保険庁（当時）のオンラインの記録では納付済みとされているにもかかわらず、

特殊台帳では未納とされている上、申立人の所持する国民年金手帳には、当該期間の保険料の領収書が貼付されていた形跡があり、保険料を納付していたものと推認できることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その上、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している上、付加保険料を納付している時期も見られるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年11月20日から27年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を27年1月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和27年1月1日から同年4月1日までの期間については、事業主は、申立人が同年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月から25年12月1日まで
② 昭和26年11月20日から27年4月1日まで
③ 昭和29年6月1日から同年9月まで

A社及びB社に昭和24年4月から29年9月まで継続して勤務しており、29年7月23日付けで業界団体から、5年勤続表彰を受けている。

3年間分の年金記録は見付かったものの2年間分の記録が不明となっているので、調査してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち昭和27年1月1日から同年4月1日までの期間に

ついて、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の二人前に記載されている被保険者の資格取得日が、同年4月1日と記載されていたものが同年1月1日に訂正され、以降申立人に至るまで連続して資格取得年月日欄に「〃」と記載されている上、次ページの初めに記載されている被保険者も資格取得日が同年4月1日と記載されていたものが同年1月1日に訂正され、以降3人の同欄に「〃」と記載されている。

また、申立人と同様に資格取得年月日欄に「〃」と記載されている者の中には、オンライン記録において、資格取得日が昭和27年1月1日となっている者が複数確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和27年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和27年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②のうち昭和26年11月20日から27年1月1日までの期間について、申立人が保管する事業所の業界団体の表彰状（昭和29年7月23日付け）及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（27年1月1日にA社からB社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和26年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の所在も不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間①について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、A社の厚生年金保険の新規適用日は昭和25年12月1日となっており、当該期間に同社が適用事業所となっていない。

申立期間③について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、B社は昭和29年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間に同社が適用事業所となっていた事実は確認できない。

申立期間①及び③について、A社及びB社は、既に解散しており、当時の事業主の所在も不明であることから、厚生年金保険の取扱いや保険料控除に関する関連資料が得られないほか、同僚からも保険料控除等の証言が得られない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び③において、厚生年金保険被保険者として、保険料を控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、同社C所）における資格取得日に係る記録を昭和29年7月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月12日から同年8月1日まで

私は、A社において技術者として働いていた。昭和29年7月中旬、同社D工場から同社B工場に転勤したが、退職はしていないので厚生年金保険の被保険者期間に欠落があるはずは無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社保管の人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和29年7月12日に同社B工場から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和29年8月の被保険者名簿から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年5月1日に訂正し、標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月12日から同年5月1日まで
厚生年金保険の記録を確認したところ、勤務先であったA社において、昭和36年4月ごろ同社C支店から同社D支店への転勤があり、その際に、被保険者期間が1か月欠落していることが分かった。

B社発行の在職証明書を添付するので、調査して申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在職証明書及び職員録から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和36年5月1日に同社C支店から同社D支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年3月のA社C支店における社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成5年1月から同年3月までは50万円、5年4月から6年9月までは44万円、6年10月から7年1月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から7年2月1日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A社の平成5年1月1日から7年2月1日までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられている。同社では、当時の月収は44万円から47万円となっていたので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年1月から同年3月までは50万円、5年4月から6年9月までは44万円、6年10月から7年1月までは47万円と記録されていた。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年2月1日の後の同年2月28日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額がさかのぼって5年1月から6年10月までは8万円、同年11月から7年1月までは9万2,000円に引き下げられていることが確認できる上、申立人を除く26名についても、さかのぼって標準報酬月額が減額されているが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、同僚4名は、「申立人は、技術担当役員であり、社会保険に関する権限は無かった。」と証言していることから、

申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年1月から同年3月までは50万円、5年4月から6年9月までは44万円、6年10月から7年1月までは47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成6年8月から同年10月までは53万円、6年11月から8年12月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から9年1月31日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、A社に勤務した期間のうち、平成6年8月から厚生年金保険の被保険者資格を喪失した9年1月31日までの期間の標準報酬月額が、9万2,000円に引き下げられている。

しかし、標準報酬月額が引き下げられている時期に、自分の給与額に変更は無く、厚生年金保険料も従来と同額控除されていたので、社会保険庁の記録が引き下げられていることには納得がいかない。申立期間の標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は平成6年8月から同年10月までは53万円、6年11月から8年12月までは59万円と記録されていたところ、A社が適用事業所^{そきゆう}に該当しなくなった日（9年1月31日）の後の9年4月22日付けで、遡及して9万2,000円に減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、申立期間においてA社の取締役であったことが商業登記簿謄本により確認できるが、雇用保険の記録では、平成9年4月20日が離職日となっていることから、申立人は当該訂正処理が行われた同年4月22日には同社を既に退職していたものと認められ、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に

ついて、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年8月から同年10月までは53万円、6年11月から8年12月までは59万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月21日から同年10月1日まで

私は、昭和26年2月1日からC社グループに勤務していた。この間、転勤やグループ会社への人事異動は何回かあったが、継続して勤務していた。社会保険庁（当時）の記録では、昭和34年9月の被保険者記録が無いが、厚生年金保険料の控除が無かったり、保険料を返金された記憶も無い。調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する労働者名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和34年10月1日に同社B営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和34年8月のオンライン記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、当該義務の履行については明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月16日から6年1月31日まで

A社での給料は手取り22万円ぐらいだが、社会保険事務所の記録では標準報酬月額が12万6,000円に引き下げられている。給与明細書等保管していないことや、15年以上たっているため保険料をいくら納めたかがはっきりとは分からないが、実際の給与に見合った保険料を控除されていたと思うので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立期間について26万円と記録されていた。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年1月31日以後の同年3月4日に、申立人を含む15人の標準報酬月額の記録が引き下げられ、申立人の標準報酬月額は申立期間について12万6,000円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、商業登記簿謄本から、申立人がA社の役員でないことが確認できることから、申立人が当該処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成5年5月から同年9月までは47万円、5年10月から6年1月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から6年2月1日まで
社会保険庁（当時）の記録では、平成5年5月から6年1月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立期間について、平成5年5月から同年9月までは47万円、5年10月から6年1月までは44万円と記録されていた。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年2月1日の後の同年4月12日に、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録が引き下げられ、申立人の標準報酬月額は、5年5月から6年1月までの期間について15万円へと訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年5月から同年9月までは47万円、5年10月から6年1月までは44万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年8月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月18日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月15日から同年11月18日まで
私は、昭和24年8月ごろから、A基地でB職として働き、同年11月ごろまで勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無いため、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B局総務部が保管する申立人の登録票から、申立人がA基地に昭和24年8月15日から同年11月17日まで勤務していたことが確認できる。

また、A基地の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が8日相違している者が、昭和24年8月15日に資格を取得し、同年11月18日に資格を喪失している基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主が、申立人の主張する昭和24年8月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月18日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和28年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月16日から同年9月1日まで

私は、昭和20年6月にB社に入社し営繕課に配属された。その後、28年7月16日付けで同社の関連会社であるA社に出向となり現地に赴いたのに、社会保険庁（当時）の記録では、同社の資格取得日が28年9月1日となっているため、同年7月16日から同年9月1日までの期間が空白となっている。当時の厚生年金保険料控除等を確認できる資料は無いが、給与から保険料は天引きされていたので、空白となっている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の保管する労働者名簿から判断すると、申立人がB社及びその関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和28年7月16日にB社からA社へ出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年9月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間における保険料納付の記録を保存しておらず不明としているが、申立人が記憶している申立人と同時期にA社に出向した上司及び同僚7名全員に資格喪失日と資格取得日の間に空白期間が生じていることから、事業主が昭和28年9月1日を資格取得日として届け、その結果、

社会保険事務所は、同年7月及び8月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、同社における資格取得日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から28年2月1日まで
中学校を卒業した直後の昭和27年4月1日に、A社に正社員として入社したにもかかわらず、28年2月になるまで厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかないので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は中学校を卒業後、すぐにA社に入社したと述べているところ、複数の同僚から、同様の供述があることから、申立人が昭和27年4月1日に同社に入社し、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は昭和28年2月1日となっているものの、申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、「はじめて資格取得した年月日」欄に「昭和27年4月1日」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人が所持する再交付された厚生年金被保険者証は、当該被保険者証の記号番号を払い出したB社会保険出張所（当時）において再交付されており、当該社会保険出張所において何らかの記録に基づき資格取得日を確認した上で再交付されたものと考えられる。

加えて、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、A社における厚生年金保険の資格取得日が昭和26年4月から28年7月までである8名に同社に係る入社日及び試用期間の有無について照会したところ、「試用

期間について、覚えていない。」とする3名を除き、5名は「試用期間は無かった。」と回答している上、中学校を卒業した7か月後の26年11月1日に同社に入社したとする1名が入社と同時に被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立人も入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとすることに不自然さは見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和27年4月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年2月の社会保険事務所（当時）の記録から3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者記録の資格取得日は平成4年11月21日、資格喪失日は6年4月26日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については30万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年11月21日から6年4月26日まで
平成4年11月21日から7年9月19日までの間、A社に勤務した。
入社した時から社会保険に加入したが、6年2月ごろに突然、会社から国民年金に加入するようにと告げられ、同年4月から同年12月まで国民年金保険料を納付した。

記録を確認したところ、平成4年11月21日から6年4月26日まで加入していた厚生年金保険の記録が抜けているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁（当時）の厚生年金保険被保険者記録において、当初、申立人は、A社において平成4年11月21日に資格取得、標準報酬月額は30万円と記録されていたところ、同社が適用事業所でなくなった日（6年4月26日）において、5年10月の算定記録及び資格取得日が取り消されていることが確認できる。

また、A社が適用事業所でなくなった日（平成6年4月26日）において、申立人のほか1名が申立人と同様に資格取得日を取り消され、9名が資格喪失日を訂正処理がされているが、社会保険事務所（当時）において、このようにさかのぼって資格取得日の取消処理及び資格喪失日の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、履歴事項全部証明から、申立人がA社の役員でないことが確認

できることから、申立人が、当該処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の資格取得日取消しについて有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年11月21日、資格喪失日は当該取消し処理日である6年4月26日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該処理前の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

A事業所の事業主は、申立人が昭和37年8月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、39年6月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和37年8月から38年9月までは1万円、38年10月から39年2月までは1万4,000円、39年3月から同年5月までは2万円することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月ごろから41年12月ごろまで
昭和37年8月ごろから41年12月ごろまでA事業所に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録には当該期間の記録が無い。この期間の記録が欠落しているのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和37年8月21日から39年6月21日までの期間については、オンライン記録から、申立人の旧姓と同姓同名で生年月日の異なる基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人は当時の上司の氏名を記憶しており、当該上司の氏名がA事業所に係る被保険者名簿で確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、A事業所の事業主は、申立人が昭和37年8月21日に被保険者資格を取得し、39年6月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、昭和37年8月から38年9月までは1万円、38年10月から39年2月ま

では1万4,000円、39年3月から同年5月までは2万円することが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和39年6月21日から41年12月までの期間については、申立人は当該期間においてもA事業所に勤務していたと述べているが、同事業所においては人事記録が保管されていない上、複数の同僚に聴取したものの、申立人を記憶している者がおらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、「夫と同時期に退職した。」と述べているところ、夫はA事業所をいったん退職して再度入社しており、夫の同事業所における一度目の被保険者資格喪失日は、昭和39年6月6日であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和39年6月21日から41年12月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年7月24日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、27年1月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和25年7月から同年9月までは7,000円、25年10月から26年12月までは8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年7月24日から27年1月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

私は、昭和25年7月にA事務所が関係する職場に入り、B町及びC町で、米軍兵器の錆落とし、ペンキ塗り、箱入れバンド掛け等の雑役係として、26年12月まで勤務した。

しかし、当該期間の厚生年金保険加入記録が欠落しているので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と同姓同名で、生まれ年が3年相違しているが、誕生月日と同じ者が昭和25年7月24日に資格を取得し、27年1月1日に資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、A事務所の採用条件を満たすために、年齢を2、3歳詐称して勤務していたと供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人と同姓同名で、生まれ年が

3年相違している被保険者記録は申立人のものと認められ、申立人が昭和25年7月24日に被保険者資格を取得した旨の届出及び27年1月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録より、昭和25年7月から同年9月までは7,000円、25年10月から26年12月までは8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格取得日に係る記録を昭和22年10月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月20日から23年7月1日まで

私は、昭和16年4月9日にA社に入社した。厚生年金保険は19年10月から定年の54年2月までずっと加入していた。資格を失ったとする22年10月20日はC区からD県E市に転勤した日である。再取得までの9か月間も保険料を控除されていなかったとは考えられない。申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した在籍期間証明書及び同社保管の人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和22年10月20日にA社から同社B所（F所）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年7月のA社B所における社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から5年12月31日まで
社会保険庁（当時）の記録では、平成3年12月から5年11月までのA社における標準報酬月額は8万円と記録されているが、実際の給料の額とは相違しているため、当該期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額が53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年12月31日の後の6年1月14日付けで、3年12月にさかのぼって標準報酬月額が8万円に引き下げられているが、このような事務処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の元代表取締役は、「申立人は役員であったが、社会保険事務に係る権限は有していなかった。」と証言していることから、申立人が当該減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和35年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月21日から同年6月21日まで
厚生年金保険加入記録では、昭和35年5月21日から同年6月21日までの1か月が欠落している。この時期は、A社C営業所から同社本社に転勤になった時期であり、31年4月2日に入社して以来、平成5年6月22日まで、転勤はあったが、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員個人書類綴の写し及び退職者一覧台帳、D健康保険組合から提出された健康保険資格喪失者台帳並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年5月21日に、同社C営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年6月のA社本社における厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 2094

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和57年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月21日から同年5月7日まで

社会保険庁（当時）の記録では、昭和57年4月21日にA社D支店において資格を喪失し、同年5月7日に同社C支店において資格を取得したことになるが、実際は同社内での転勤であり、入社以来継続して勤めているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録、B社の職歴証明書及びE企業年金基金の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和57年4月21日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和57年5月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和47年12月1日と認められることから、同社C工場における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月1日から47年12月11日まで
昭和47年12月1日付けで、A社D工場から同社C工場へ異動したが、社会保険庁（当時）の記録では、同社C工場における厚生年金保険の被保険者資格取得日が47年12月11日となっている。同社C工場の資格取得日に誤りがあるので、資格取得日を47年12月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び事業主から提出された申立人に係る在籍期間等証明書により、申立人は、申立期間を含み昭和43年3月18日から平成17年3月31日まで正社員としてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業主から提出された申立人に係る人事発令記録により、A社D工場から同社C工場への転籍異動の発令日が昭和47年12月1日であることが確認できる上に、事業主は、「通常の異動では、異動前の事業所における被保険者資格喪失日と、異動後の事業所における資格取得日に空白期間が生じることは考えられない。一般的な発令日は、1日付けと16日付けである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C工場における資格取得日は、昭和47年12月1日と認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和42年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44年2月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年2月から43年6月までの期間は3万円、43年7月から44年1月までの期間は3万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月1日から44年2月21日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、当該事業所は適用事業所ではなく、申立期間において厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。しかし、私は昭和40年1月ごろ、A社に臨時社員として勤務し、その後、正社員として44年2月まで勤務をしていたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社の厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立人と同姓同名で生まれ年が3年相違している者が昭和42年2月1日に被保険者資格を取得し、44年2月21日に資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立期間当時、同じ作業所内で勤務していたB社の社員であった申立人の妻から、A社の従業員で申立人と同姓同名の人はいなかったとの陳述を得ている。

さらに、申立人は申立期間当時、健康保険の生年月日が相違していた記憶もあると陳述していることから上記の記録は申立人の記録であると認め

られる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 42 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44 年 2 月 21 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者記録から、昭和 42 年 2 月から 43 年 6 月までの期間は 3 万円、43 年 7 月から 44 年 1 月までの期間は 3 万 9,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から47年12月まで

私は、双子の男児を出産した翌年の昭和45年1月又は同年2月ごろに、集金人に依頼して国民年金の加入手続を行い、その後、集金人に国民年金保険料を納付していた。私は、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月又は同年2月ごろ、集金人に依頼して国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、加入手続時に国民年金手帳の交付を受けたかどうかの記憶がはっきりしないなど、加入手続時の状況が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者における被保険者資格取得時期からみて、申立人は、昭和48年1月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立人が所持する国民年金手帳でも、昭和48年1月に国民年金に任意加入していることが確認できる上、申立人は、申立期間から国民年金の加入手続時期を通じて同一市内に居住していることを踏まえると、申立期間については、国民年金に加入していた事情がうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 52 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 52 年 2 月まで

私の夫は、昭和 40 年 4 月ごろ、転居先の知人に勧められ、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。私は、申立期間当時、集金人を見たことがないが、夫が自宅に来ていた婦人会の集金人に国民年金保険料を納付していたと思う。私は、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、昭和 40 年 4 月ごろ、申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、集金人に保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、加入手続等に直接関与しておらず、その夫も既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったのは 1 回のみであり、現在所持している国民年金手帳以外に国民年金手帳を所持したことがないと述べているところ、その手帳では、申立人は、昭和 52 年 3 月に国民年金に任意加入していることが確認でき、それより前の期間については、国民年金に加入していた形跡が見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月まで

私は、国民年金制度発足時に区職員から国民年金の加入勧奨を受け、夫とともに加入手続を行った。国民年金保険料については、加入当初から毎月自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で、保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月に夫婦二人で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、加入当初から自宅に来ていた集金人に納付していたと主張しているが、申立人が居住していた市では、申立期間当初、集金人制度が存在していなかったことが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、その夫についても申立期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 2 月に払い出されていることが確認できる上、申立人の国民年金の資格取得日は 46 年 1 月とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3206

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から54年3月まで

私は、国民年金制度発足時に自宅に来た区職員に勧められ、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

その後しばらくの間国民年金保険料を納付していなかったが、昭和55年ごろに夫から未納期間の保険料を今ならさかのぼって納付できると言われたので、特別出張所で納付書を発行してもらい、金融機関で納付したにもかかわらず、申立期間が未納又は未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和55年ごろに特例納付により納付したと主張しているところ、申立人夫婦の納付記録では、申立人が、第3回特例納付により保険料を納付している申立期間を含まない期間が確認できるものの、申立人が納付したとする保険料額は、当該期間を納付した場合の保険料額とおおむね一致しており、申立期間を含めた場合の保険料額とは大きく異なっている。

また、申立人の所持する年金手帳では、昭和47年11月1日に資格を喪失した後、54年4月に再び資格を取得していることが確認できることから、申立期間の大半は国民年金の未加入期間であり、特例納付により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、源泉徴収票等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
昭和 40 年 4 月に、妻が、私及び妻の国民年金の加入手続を行った。
申立期間の国民年金保険料は、妻が、夫婦二人分をさかのぼって納付した。金額が大きかったので、何回かに分けて納付したことを憶えている。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 4 月に、申立人の妻が、申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を何回かに分けて、さかのぼって納付したと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人夫婦の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の妻は、国民年金の加入時期、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についての記憶がないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明確である。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人夫婦の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 50 年 5 月ごろであると推認され、申立期間の国民年金保険料を納付するには、特例納付によるしかないが、申立人夫婦の特殊台帳によると、申立期間直後の昭和 40 年度から 47 年度までの保険料が特例納付、48 年度及び 49 年度の保険料が過年度納付されていることが確認でき、特例納付の始期である 40 年 4 月から申立人が 60 歳に到達するまでの月数が、ほぼ国民年金受給資格に必要な加入月数に相当していることから、申立人は同年 4 月分から保険料を納付したと考えるのが合理的である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月から 12 年 10 月まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社に勤務していたので当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと述べている。

しかし、オンライン記録では、A社という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、申立人はA社の事業主の名前を姓しか記憶しておらず、同僚の名前も記憶していないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等はなく、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、D法務局E出張所に対してA社と類似する法人を照会したところ、B社及びC社が該当する旨の回答があり、そのうちのC社は、申立人の主張する事業内容及び代表者名は異なるものの、申立人が、A社が所在していたとする近隣で事業展開していたとしており、また、「申立人と同姓同名かつ同年齢程度の者及び申立人が事業主であったとする者と同姓の者が請負として働いていたが、厚生年金保険に加入させていない。」旨回答している上、同社は適用事業所としての記録が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月から 33 年 12 月ごろまで

A社B工場に勤務していた期間について、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、当該期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の担当業務の上司及び申立期間当時に厚生年金保険に加入している女性6名に照会したが、申立人がA社B工場に勤務していたこと、及び同社における厚生年金保険の取扱いに係る供述を得ることができなかった。

また、A社に照会したところ、申立人に係る厚生年金保険の届出等について、申立期間当時の資料を調べたが該当する記録は無いと回答している。

さらに、A社が加入しているC健康保険組合では、申立人に係る健康保険の届出について、データを保存していないため不明としており、健康保険組合の加入記録においても申立人の加入記録が確認できない。

加えて、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、申立期間において整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として、保険料を控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 43 年 9 月 11 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、私がA社に働いていた期間の厚生年金保険被保険者記録は、脱退手当金支給済みとなっているが受給した記憶は無い。当時の記憶はあまり無いが、退職の理由は出産のためであり、会社から退職金を受け取った記憶はある。また、当時は 26 歳だったので年金のことなどは考えていなかった。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 15 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 43 年 9 月 11 日の前後 7 年以内（38 年から 45 年）に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 27 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、24 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 20 人が 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、連絡先が把握できた 8 人は、「退職時に事業所から脱退手当金の説明を受けた」、「事業所が手続をしてくれて脱退手当金を受給した」と証言しているほか、当時社会保険事務を担当していた元社員も、「退職者には脱退手当金の説明をした上、希望者には会社が代理請求していた」と証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を示す「脱退」の表示が記されている上、申立人の脱退手当金は支給額に計算

上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年11月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、申立期間の事業所を退職後、約11年間は国民年金の任意加入期間ではあるが、加入はしておらず、将来年金として受給することに対する意識が高かったとは考え難い上、申立人自身も、当時は年金のことを考えたことがなかったと述べ、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2100

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 9 月 1 日から同年 12 月 11 日まで
私は、平成 12 年 9 月から同年 12 月まで、A 社から B 工場へ派遣されて、工員として働いていたが、この期間の厚生年金保険記録が無い。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び労働災害に係る C 病院の診療記録から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間に A 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者 15 名に照会したところ、そのうちの 1 名は「A 社には試用期間が 3 か月間あり、入社して 3 か月後に厚生年金保険に加入した。」と供述しており、その者が記憶する入社日から約 3 か月後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、入社後すぐに厚生年金保険への加入手続を行っていなかったと推認される。

また、申立人は当時の同僚を記憶していないほか、厚生年金保険料の控除に関する記憶もあいまいな上、申立人は申立期間において国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、A 社では、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の関連資料を保管しておらず、当時の事情を知る者もいないとしており、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得られることはできなかった。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 27 日から 38 年 6 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、申立期間については脱退手当金が支給されているとのことであった。

慌ただしく会社を退職したため、脱退手当金を請求した覚えは無く、受け取れるはずがないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 社の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の被保険者資格喪失日から 3 か月後の昭和 38 年 8 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A 社で脱退手当金支給の記録がある申立人以外の 3 名は、厚生年金保険被保険者名簿に「脱」表示がある上、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 か月以内に支給決定されており、このうち 1 名は、「脱退手当金を受給したが、その手続はすべて会社がやってくれた。」と証言していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
大学卒業後、新卒者として昭和 63 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、翌年 3 月 31 日付けで同社を退職した。とても忙しい職場だったため、最終出勤日の同年 3 月 31 日まで休まず就労したので、厚生年金保険の資格喪失日は同年 4 月 1 日となるはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している A 社発行の「平成元年分給与所得の源泉徴収票」の「中途就・退職」欄には、退職年月日が平成元年 3 月 31 日と記載されている。

しかし、雇用保険被保険者資格記録における離職日は、平成元年 3 月 30 日となっている上、B 社は、社内記録から、申立人の在籍期間は昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 3 月 30 日までであると回答している。

また、B 社は、厚生年金保険料の控除について翌月控除としているところ、申立人が保管している平成元年 4 月 14 日付の給与支給明細表において、厚生年金保険料の控除は確認できない上、「平成元年分給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料等の金額」の金額は、給与支給明細表の社会保険料の控除額から算出した金額とも一致している。

さらに、A 社において厚生年金保険の被保険者資格を申立人と同日（昭和 63 年 4 月 1 日）に取得し平成 10 年までに喪失した女性 87 名について、喪失日を確認したところ、各月初日が 22 名、各月末日が 62 名、その他の日が 3 名で、月末に喪失している者が多くなっており、月末に喪失している者のうち連絡の取れた 4 名中 3 名は、当時月末退職する場合には、1 日

前に退職することが慣例になっていたと供述している上、B社も上述の慣例があった旨を回答している。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 16 日から同年 6 月まで
私は、昭和 39 年 12 月 1 日から 40 年 6 月まで、A社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録では、同年 2 月 16 日に資格を喪失している。同社には、6 か月は勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、職務内容について具体的な記憶があり、A社も当時Bビルに存在したことが確認できることから申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人をA社に紹介したとする同僚は既に亡くなっている上に、申立人はその他に同社の同僚の名前を記憶していないことから、申立期間に係る保険料控除について証言を得ることができない。

また、A社は、「申立人が申立期間、勤務していたかは不明であり、申立期間に係る厚生年金保険料を控除したかについても不明。」と回答している。

さらに、社会保険事務所（当時）の同社の事業所別被保険者名簿にも申立期間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月1日から3年6月30日まで

私はA社の代表取締役として、月々100万円の報酬を得ていたが、社会保険事務所（当時）の記録では平成元年9月から3年5月までの標準報酬月額が8万円に引き下げられている。

私は代表取締役を専務に引き継ぎ、代表者印も委譲したので、届出を出すことは不可能である。

申立期間の標準報酬月額を訂正前の額に戻してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成元年9月から同年11月までは47万円、同年12月から3年5月までは53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年6月30日の後の同年7月23日に、さかのぼって8万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本において、申立人は、平成元年8月から同社の代表取締役となっており、申立人以外の者が代表者に就任した事実は確認できない。

また、申立人は、「申立期間当時、保険料を滞納したことで社会保険事務所の職員から報酬月額の訂正について説明を受けた。」と述べている上、「代表者印を専務に預け、すべてを任せた。」と述べていることから、申立人が当該訂正処理に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月から 33 年 2 月まで

私は昭和 31 年 6 月から 33 年 2 月まで A 社に正社員として勤務し、同社工場の塗装業務を担当した。しかし、社会保険庁（当時）の記録では被保険者期間となっていない。

私は、毎月の給与から保険料が控除され、会社の健康保険証を通院に使用したと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の工場に在籍していた社員として 5 名を挙げ、うち 4 名の厚生年金保険記録が確認できることから、勤務期間は断定できないが申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間における A 社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、被保険者番号に欠番も無い。

また、上記の被保険者名簿から、申立期間に記録確認できる社員のうち存命でかつ聴取できた 13 名の中には申立人の名前を記憶する者がいない。

さらに、申立人は、給与明細書等の証拠資料を所持しておらず、A 社の事業主も人事台帳等の資料の保管が無いことから申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかについて確認できない。

加えて、A 社の元事業主は既に他界しており、後継の事業主となった元事業主の子息は、「申立人について記憶が無い。当時の資料が残っていないことから届出及び保険料納付を行ったかは不明。」、「雇用形態（パート等）によっては、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」旨を回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで

私は、大学の昼間部に通学する傍ら、昭和 40 年 2 月から 43 年 2 月まで A 社に勤務していた。職務は、夜 7 時から翌朝 8 時までの宿直と日中の通常業務の補佐であったが、社会保険庁（当時）の記録では、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。給料から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので調査し年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の証言から、申立人が申立期間にアルバイトとして A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社に正社員として 2 回勤務した従業員は、昭和 37 年 9 月から 2 回目の正社員勤務となる 43 年 4 月までの間、アルバイトとして同社に勤務したが、アルバイト期間中は厚生年金保険の被保険者でなかったと証言している。

また、申立人は、A 社から健康保険証をもらった記憶が無いと述べている。

さらに、A 社に係る被保険者名簿に申立人の記載は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 27 日から 37 年 10 月 1 日まで
私は、職業訓練校の紹介でA社に就職し、昭和 35 年 3 月から 37 年 10 月まで勤務した。勤めていた期間、厚生年金保険に加入していた記憶があるが、社会保険庁（当時）の記録では、厚生年金保険の被保険者期間として記録されていない。申立期間は、厚生年金保険の被保険者であり年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

職業訓練校及び複数の同僚の回答から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、オンライン記録から昭和 36 年 9 月 1 日に厚生年金保険の新規適用となっていることが確認できる。

また、昭和 36 年 9 月から 38 年 1 月までの期間、A社の被保険者名簿及び被保険者原票において申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番もない。

さらに、事業主は、「3年程度見習い期間であり、見習い期間は厚生年金保険に加入させていなかった。」としている。

加えて、昭和 36 年 9 月以前にA社に入社した複数の同僚は、厚生年金保険の新規適用時に従業員全員が加入したものではないと証言している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月から 7 年 2 月まで
社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務した平成 4 年 4 月から 7 年 2 月までの期間が厚生年金保険被保険者となっていない。給与から保険料が控除されていたはずなので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 8 年 6 月 1 日であることが確認できる。

また、事業主は申立期間において、「A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、夫婦共に国民年金に加入していた。」と証言しているところ、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所となる直前まで国民年金保険に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、同僚は、「A社は途中から厚生年金保険に加入した。加入前に給与から厚生年金保険料を控除されたことはない。」と証言していることから判断すると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間について、事業主が、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

さらに、A社では申立期間当時の給与台帳等の関係資料を保管しておらず、申立人も申立期間に係る給与明細書等を保管していない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 26 年 7 月 15 日から 33 年 2 月 1 日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち昭和 33 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 7 月 15 日から 33 年 2 月 1 日まで
② 昭和 33 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 8 月の夏期ボーナスを受け取った後の同年 8 月末日に、出産のため A 社を退職した。脱退手当金が支給されたとされる 34 年 4 月には同社に勤務していた夫と長女と 3 人で同社の社員寮に住んでいた。脱退手当金があることを全く知らなかったし、脱退手当金を受け取ったことは無い。また、同社における被保険者資格の喪失日が 33 年 2 月 1 日となっているが、同年 8 月末日まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社において、申立人と同じく昭和 30 年代に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を充足する 11 人を抽出したところ、そのうち 7 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、申立人が名前を記憶している同僚は、申立人が退職した当時、同社では脱退手当金の手続をさせており、申立人も脱退手当金の請求手続を行っていると思うと供述しているとともに、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなほか、申立人から聴取しても受給し

た記憶が無いという以外に脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②について、申立人が名前を記憶している同僚から、申立人が昭和 33 年 8 月まで勤務していたという証言は得られなかった上、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日は 33 年 2 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、申立人が当該事業所で厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月から 56 年 2 月まで

私は、A社に在籍していたが、昭和 55 年 8 月から 56 年 2 月まで、別の事業所に在籍して、B自動車道のCインターチェンジとDインターチェンジで、電気ケーブルの埋設工事に勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に在籍し、土木の資格・技術を他の会社に貸し出すという形で、他の会社で埋設工事に従事していたことを具体的に記憶していることから、同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録からA社は適用事業所となっていないことが確認できる上、法務局に同社の法人登記簿謄本を請求したが所在不明との回答があったことから、これを手掛かりとして埋設工事を行っていた事業所の所在確認も行うことができない。

また、申立人は、A社の事業主及び同僚の名前を記憶していないことから、勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができない。

さらに、申立人は、A社の事業主の弟で、仕事を手伝っていたとする者の名前を記憶していることから、当該者を調査したが所在不明であり、申立人の勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができない。

加えて、申立人は、埋設工事を行っていた事業所については名称を記憶しておらず何らの手掛かりも把握できなかつた。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月ごろから 55 年 12 月ごろまで
社会保険庁（当時）の記録では、厚生年金保険被保険者記録が昭和 54 年 11 月から 55 年 12 月までない。私は、この期間、B 市にある A 社で家庭雑貨販売の営業職として勤務していた。厚生年金保険料を毎月 2 万円ぐらい控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業主夫妻の氏名及び仕事の内容を記憶しており、また、事業主の妻も申立人を記憶していることから、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとする A 社は、オンライン記録によると厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A 社の事業主は既に死亡していることから、保険料の控除に係る事実を確認できない上、申立期間には、事業主も厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、申立人は同僚等の氏名を記憶していないことから、厚生年金保険料控除に係る証言を得ることができない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 22 日から 45 年 4 月 1 日まで
昭和 44 年 11 月から 45 年 3 月まで、A社に住み込みで勤務した。

社会保険事務所（当時）の調査で、別の事業所の記録が出てきたので、適用事業所であるA社に勤務していた期間も調査し、厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業主の氏名及び仕事の内容を記憶していることや、同僚の証言から、申立人が、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚は「入社してしばらくたってから健康保険証が必要になったため、会社に申し出て社会保険に加入した。」と述べている上、別の同僚からも「入社して数年たってから健康保険証を渡された。」と述べていることから、A社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、同僚から提供された社員旅行の写真に写っている従業員6名のうち3名には、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険料控除について事業主に照会したが、これらの事実に係る供述を得ることはできなかった。

このほか、保険料の控除に係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月31日から2年10月1日まで
私は、平成4年8月31日に夫と共に退職するまでA社で勤務していた。元年は夫の弟が退職した年である。どこでどう間違ったのか、何のために16か月間会社を退職しなくてはならないのか、納得できない。申立期間を被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本の記録並びに事業主及び申立人の主張から、申立人が、申立期間に同社の取締役兼社会保険事務の担当として、当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、A社保管の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記録から、申立人が同社において、平成元年5月31日に厚生年金保険の資格を喪失したことが確認できる上、同通知書の届出日と同日の同年6月28日に、申立人がその夫の被扶養者として認定されたことが同社保管の健康保険被扶養者（異動）届により確認できる。

また、A社保管の厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の記録から、申立人が同社において、平成2年10月1日に厚生年金保険の資格を再取得していることが確認できる上、同通知書の届出日の前日の同年11月15日に、申立人がその夫の被扶養者でなくなったと認定されたことが同社保管の健康保険被扶養者（異動）届により確認できる。

上記各記録は、オンライン記録と一致しており、いずれも、申立期間には申立人が厚生年金保険の被保険者ではなかったことを矛盾なく示すもので、これに疑いを抱かせる資料又は申立期間における厚生年金保険料

の控除があったことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険
料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 11 月ごろから 34 年 9 月 16 日まで
② 昭和 34 年 11 月 16 日から 35 年 5 月ごろまで

私は、昭和 33 年 11 月ごろから 35 年 5 月ごろまで A 社で勤務していた。厚生年金保険加入記録を調べたら、34 年 9 月 16 日から同年 11 月 16 日までの記録しかなかった。2 年間ぐらいは勤務していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主の回答及び同僚の証言から申立人が A 社 B 工場に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社が保管する厚生年金被保険得喪台帳から申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 34 年 9 月 16 日であることが確認でき、オンライン記録と合致する。

また、事業主は、申立人の厚生年金保険の記録は、オンライン記録どおりであり、申立期間①において保険料の控除は行っていないと回答している。

さらに、「申立人が配属された A 社 B 工場は、昭和 33 年 6 月に完成した。中途採用者の場合は、試用期間があり、採用と同時に厚生年金保険の加入手続は行っていなかった。」と回答している。

申立期間②については、前記の厚生年金保険得喪台帳には、被保険者資格喪失日の記載は無いが、当該事業所が保管する雇用保険得喪台帳により、申立人の雇用保険の被保険者資格喪失日が昭和 34 年 11 月 15 日であることが確認でき、申立人の A 社における離職日は同日であることが推認でき、オンライン記録と合致する。

また、事業主は前記の厚生年金保険被保険者得喪台帳から、申立人の厚生年金保険の記録は、オンライン記録どおりであり、申立期間②において保険料の控除は行っていないと回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る、厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 10 日から 34 年 11 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間に勤務していたA社の厚生年金保険の記録が無かったので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、申立人が挙げた同僚の厚生年金保険の記録及び同僚の証言から推認できる。

しかし、申立人が後輩として挙げた同僚の厚生年金保険の資格取得日は、申立人が主張する退職日後であることが確認でき、また、申立人が先輩として挙げた同僚5名の資格取得日は、申立人が主張する入社日後であることが確認できることから、A社では、厚生年金保険の取扱いについて、従業員ごとに異なる取扱いをしていたことが確認できる。

また、申立人は給料明細書等の資料を保存しておらず、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 1 日から 60 年 1 月 31 日まで
私は、新聞の求人募集で、A社は、社会保険完備と書いてあったので応募し、昭和 58 年 8 月 1 日から 60 年 1 月まで営業の仕事に従事した。
数年前、ねんきん特別便が届いた際、A社に電話で問い合わせたところ、担当者から「厚生年金保険に必ず加入しています。」と回答ももらっているのので、申立期間について、厚生年金の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した「B職種特別研修生契約書」の契約期間が申立期間と同じであること、また、同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の保管する「健康保険厚生年金保険被保険者の資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険組合被保険者名簿」に申立人の名前は無い。

また、A社の社会保険事務担当者は、「当時の資料が無いが、申立人にB職種を厚生年金保険に加入させている、とは回答していない。」と述べている。

さらに、申立人が一緒に研修を受けたとする同僚についても、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

加えて、A社は、「当時募集した職員には、正社員として採用した営業職と業務委託契約として採用したB職種の区分があり、厚生年金保険の加入の取扱いが異なった。」と回答している。

また、申立人は、厚生年金保険料控除についての具体的な記憶が無く、

申立期間は国民年金保険料の納付済み期間である上、雇用保険の被保険者となっていない。

このほか、保険料の控除に係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 11 月 25 日から同年 12 月 1 日まで
平成 12 年 11 月分の給与明細書では、社会保険料が控除されているが、社会保険庁（当時）の厚生年金記録に反映していない。給与から保険料が控除されているので、同年 11 月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している平成 12 年 11 月分給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、A社で保管されている厚生年金保険資格喪失確認通知書によると、申立人の同社における被保険者資格の喪失日は平成 12 年 11 月 25 日と記載されており、同日は雇用保険における離職日の翌日と一致している。

また、A社は、「申立人は、同日に突然退職し、その後勤務していない。」と述べており、申立人も「会社を月の途中で辞めており、月末までは勤務していなかった。」と供述している。

さらに、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条において、「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成 12 年 11 月 25 日であり、同年 11 月は、厚生年金保険の被保険者とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
私が A 社に勤務していた期間の標準報酬月額を調査したところ、昭和 51 年 8 月の社会保険庁（当時）の標準報酬月額（28 万円）は、当時の賃金支払明細書の総支給額（30 万 4,100 円）よりも低くなっているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、申立人の場合、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 2 月 2 日まで
私は、昭和 53 年に A 社へ入社し、B で指導員の仕事をしてきた。その後、A 社の理事が設立した C 社へ移籍し、同じ B で勤務していた。C 社での厚生年金保険の記録が抜けているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について C 社に勤務していたことは、同僚の証言及び申立人の勤務に係る記憶から認められる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿によると、C 社は、昭和 56 年 2 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、C 社の当時の経理担当者は「会社は昭和 55 年の春から事業を開始したが、混乱していたこともあり、厚生年金保険の適用事業所になる手続きが遅くなってしまったので、A 社から移籍していた従業員に対し、それまでの間は国民年金、国民健康保険又は A 社の健康保険の任意継続に加入するように説明をした。当然、給与から厚生年金保険料は控除していない。」と供述している。

さらに、同僚は「当時の経理担当者から厚生年金保険に加入するまでの期間に対する説明があった。」と記憶しており、別の同僚は国民年金に任意加入している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月18日から21年3月1日まで
② 昭和23年3月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間についてA社及びB社（現在は、C社）の記録が無い旨の回答をもらったが、当該期間は、すべて工場従業員として勤務しており、毎月の給与から保険料を控除されていた。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和21年3月1日となっているが、申立人は、同社には創業時の20年10月18日から勤務していたと述べているところ、同社の会社経歴により、同社が20年10月に創業したことが確認できることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和21年3月からとなっており、当該期間については厚生年金適用事業所にはなっていない。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、他の89名とともに、同社が新規適用事業所になると同時に、被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、B社での厚生年金保険被保険者資格取得日より2か月前の、昭和23年3月から勤務していたとしているが、当時の同僚から、申立人が当該期間に同社に勤務していたとする供述は得られなかった。

また、複数の同僚は、入社して2か月程度経過後に厚生年金保険へ加入していたと供述している。

さらに、C社が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日は、オンライン記録と一致している。

加えて、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の勤務実態及び保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月から24年4月1日まで
昭和23年4月から27年6月までB部隊に勤務しており、そのうち、24年4月1日から27年7月1日までの期間は、記録の確認ができるが、23年4月から24年4月1日までの期間の記録が欠落しているので厚生年金保険被保険者の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 渉外労務管理事務所（進駐軍）で厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和24年4月1日以前の23年4月から駐留軍施設に勤務し、厚生年金保険被保険者だったとしているが、当時、駐留軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、23年から24年にかけて、各施設の所在地の都道府県知事が「渉外労務管理事務所」を設立し、国の機関委任事務として事務手続を行ったとされ、社会保険制度については、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した24年4月1日からの適用となっている。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。